

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の公表にかかるガイドライン

2020年11月15日
学校法人濱名山手学院
関西国際大学

濱名山手学院・関西国際大学は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と学生・教職員等の安全・安心確保のために、入念な感染防止対策を講じていますが、万一、学生・教職員等に感染者が発生した場合には、個人や集団を誤って関連付けることによって起きる偏見や差別を防止し、学院並びに各学校園の関係者の安全・安心を確保するために、その規模と態様に応じて、感染にかかる発生状況等の情報を次により公表することとします。

なお、このガイドラインはコロナにかかる社会状況の変化に応じて、適宜改定するものとしてとします。

1. 公表の考え方

- ① 学生・教職員等に感染者が発生し学院内でクラスター感染が発生したことを確認した場合は、その発生状況等について公表する。
- ② クラスターの発生認定は、所管保健所の判断による。
- ③ 公表に当たっては、プライバシーの保護に十分に配慮する。また、公表に際しては、関連法令に基づき、その地域を管轄する行政と連絡・調整を行う。
- ④ クラスターには至らない学生・教職員等の個々の感染発生の場合及び学院の敷地外での各学校園関係者を含むクラスター感染発生を学院が確認した場合は、その発生状況等について、原則として学院からの公表は行わない。
- ⑤ 個人情報又はプライバシーに係る情報の公表に本人の同意が得られず、あるいは、公表することで個人の生活や事業運営に重大な支障が生じるおそれがある場合は、全部あるいは一部の情報を公表しないことがある。ただし、感染者の濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、学院が公表の必要があると判断した場合には、本人の同意の有無にかかわらず公表する。

2. 公表の内容

感染者の接触状況や感染拡大のリスクなどを総合的に判断し、感染者の特定に至らない範囲で、以下の情報のうち必要な情報を公表する。

- ① 感染者情報：例 年代、性別、国籍、学生と教職員の区別、判明日、現在の状況等
- ② 感染源との接触歴に関わる情報：例 感染源と思われる人物との接触の有無とその程度
- ③ 感染者の行動歴等の情報：例 不特定多数と接触した場所や利用施設等（学院の各校敷地内の場合は各校名と所在地）
- ④ 集団感染等が確認された場合には該当する施設等の情報
- ⑤ 学院が行う公衆衛生上の対策

3. 公表の方法等

- ① 公表は原則ホームページを用い、必要に応じて記者会見をもって行う。
- ② 公表に係る事務は広報課が行う。

以上